

様式第4号(第6条関係)

平成26年度 第3回
奈良市入札監視委員会 定例会議審議概要

開催日	平成26年11月28日(金)	
開催場所	奈良市役所北棟6階 第18会議室	
出席委員	委員長 森 裕之 委員 小島 幸保 委員 中川 雅晴	
審議対象期間	平成26年7月1日～ 平成26年9月30日	
抽出案件	件数	(備考) 今回の会議では次のとおり審議が行われた。 1. 抽出案件について 入札番号 176,177,229,232(奈良市) 38(企業局) 2. その他 計量に関する指名競争入札について 改善に向けた検討課題について
一般競争入札	4	
指名競争入札	1	
随意契約	0	
合計	5	
委員からの意見・質問・回答等	別紙のとおり	
委員会による意見具申の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札を執行している案件を随意契約に戻すのに合理的な理由があるのは理解出来ますが、担当課以外の審査する体制を検討する必要があります。 ・同じ内容の案件の発注が重なった場合、徐々に応札者数が減少し、入札不成立になる案件があるので、その際には考えられ得る手段を講じて貰う必要がある。 	

別紙

1 抽出案件について

委員長 抽出案件の176番「2,3号焼却炉点検整備」並びに177番「2,3号炉排ガス施設点検整備」について1者入札になった原因について、設置業者以外の業者が入札に参加するのが困難で、これまで一般競争入札を執行しても設置業者以外の応札がなく、現在に至っているという状況ということですか。

事務局 はい。一般競争入札を行いますと仕様書の作成、入札までの期間もかかります。それと金額的にも満額近い金額で契約せざるを得ません。随意契約の利点としては、契約の相手方と直接話し合いができるので、コスト面また、炉内の点検期間の圧縮が可能である等が考えられますので、一つの考え方として、一般競争入札を執行しても1者しか参加が無いという判断の下に一般競争入札から随意契約に移行することを検討しています。

中川委員 随意契約をした時は予定価格と同額で契約していたのですか。

環境清美工場 10%から15%下げた額で契約しています。

福岡部長 入札執行の際は標準的な仕様書を作成する必要がありますが、随意契約の場合、必要最小限で補修するという精査が出来ている点が一番大きな差異です。

委員長 不必要な作業は省く事が出来るという事ですか。

環境清美工場 事務的には点検はしています。

福岡部長 事務的には精査はしているけれども、専門家に最終判断をして貰っている形です。

小島委員 随意契約を締結した際は、チェック機能として議会案件になるのですか。

福岡部長 いいえ。

小島委員 随意契約をした場合、事前若しくは事後に、適正な随意契約か否かのチェックが必要です。

福岡部長 担当課が設計と契約をしています。それを別の課の人間がチェックをする体制は整っていません。

小島委員 このような随意契約は相見積をするのは困難ですか。

事務局 担当課が設計をしていますので、相手の見積額が適正か否かは職員で判断はしています。

委員長 随意契約に戻した時にはどのようなチェック体制をとるかの検討は必要かと思えます。

向井部長 施設を建設した特定のプラント業者が補修についてより専門的な知識を持って見積りをします。その見積りに対して奈良市側の積算基準もありますので、両者をチェックして最終的には奈良市の設計書を作成する事になります。一概に業者の見積額と同額で契約をしているものではありません。

小島委員 それを担保する為にチェック機関を通すプロセスの問題になりますが、何処かを通すべきかと思えます。

小島委員 オーバーホールの一部だけを随意契約にするというのは出来ないですか。

福岡部長 炉内のコアな部分についてのみプラント業者と随意契約することは可能かと思えます。

委員長 今までの経緯からして、不必要なコストもかかっているんで、行政として随意契約を考えるのは当然と思えます。しかし、随意契約のメリットと同様にデメリットもありますので、色々な可能性を加味して、随意契約を締結した際のチェック体制をセットとして考えないと判断できないので、検討して頂きたいと思えます。

福岡部長 検討させて頂いて入札の改革を進めていきたいと思えます。

委員長 それでは次の入札番号229番「庁舎北棟非常用発電機設置工事」についてですが、1者入札の要因についてお願いします。

事務局 1者応札の原因ですが、この時関西電力株式会社が発注した送電線工事に関し公正取引委員会が平成26年1月31日付けで独占禁止法に基づく排除命令及び課徴金納付命令を奈良市に登録のある電気工事の事業者14者に出しました。それに伴う入札参加停止期間中であつた為、入札参加業者が少なかったと考えています。

委員長 経審1,000点以上の業者数は154者との事ですが、工事実績を加味すると何者になりますか。

事務局 明確な数字は把握しておりませんが、中堅の会社であれば可能な実績だと判断しています。

小島委員 かなりの数の業者になりますので、他市町村でも同じ様な状況がありました。入札を延期した市町村もあったと思います。

委員長 奈良でも実質的に相当な数の業者になったのですか。

事務局 残った業者がどれだけ居るのかは手元資料としてありません。

委員長 入札を延期する議論はしなかったのですか。

事務局 工期変更は可能であるかと思いますが、本工事は防災関連である為リスク回避の判断です。

小島委員 他市町村の事例は空調工事でしたが、指名停止された業者の停止期間を待つのが正しい判断なのかという議論もありました。

向井部長 入札制度の不具合を起こした業者への制裁であるのに、それを救うというのは抵抗があります。

委員長 この入札を執行したことについては特段の問題点はありませんで、結果的に1者しか応札がなく、高落札率となったのは致し方ないと考えます。

委員長 続いて入札番号232番「富雄北小学校他5校トイレ改修に伴う建築設計業務委託」です。高落札率の原因の説明をお願いします。

事務局 高落札率の原因ですが、当初5月15日告示で市内本店A等級を対象とした制限付一般競争入札を4件発注しております。入札状況は日を追って入札業者が減少し、本件業務委託については、当初参加申込が4者ありましたが、3者が辞退し、応札者が1者となった為入札不成立になりました。そこで新たに入札参加資格を変更し、市内本店A等級と地域要件をなくした一般競争入札をしましたが、金額的に高額で無かった為市外業者の参加が見込まれず、以上の様な結果になりました。

委員長 資料によると、落札した業者は次の案件には応札しないので、業者の数が減少するのですか。

事務局 はい。個々の案件には4,5者の参加申込がありましたが、落札した業者は次の案件は辞退する事が続き、最後の案件になると1者しか応札がなく入札不成立としました。市内本店という地域要件付きの案件でしたので1者入札は不成立になります。そこで市外業者を含めて再度発注をしましたが、市内業者と市外業者が1者ずつの参加しかなく、しかも両者とも予定価格の満額で入札しております。

委員長 この案件の前に行われている落札率はどうなっていますか。

事務局 「明治幼稚園他1園耐震補強設計業務委託」の落札率は77.9%、「朱雀小学校校舎耐震補強設計業務委託」で99.3%、「高円保育園他1園耐震診断及び改修設計業務」が97.3%でした。

委員長 危惧されるのは、談合により、全員が予定価格満額で応札しているとすれば問題ですが、この案件以外は競争性が働いていると考えられます。

委員長 結果的に予定価格満額で応札しているのは、市内本店A等級の発注の際、参加者が居なかったので今回も参加者が居ないと想定しての応札と考えて宜しいですか。

事務局 可能性はあります。

委員長 設計事務所からすると、一つの業務を請負うと他の案件を請負うのは困難なのですか。

事務局 設計士を雇用していれば何件も請負う事は可能です。但し、奈良市だけではなく、他市町村でもこの時期に設計して夏休みに工事に入る事が多いです。

中川委員 設計の納期は短いというような特徴はあるのですか。31箇所の設計という事ならば、ある程度の期間を設定しているのですか。

営繕課 短い納期の設定はしておりません。

小島委員 同日付けの発注で開札日をずらせていますが、この日程の順番はどのように決定しているのですか。

事務局 基本的に同一等級の案件については予定価格の高い順番に開札を実施します。

小島委員 逆にすれば、最初に低い案件を落札しても、金額の高い案件を落札しようとするかも知れません。

事務局 予算の関係で繰越が出来ない案件があった場合、予定価格ではなく繰越が出来ない案件を先に実施した経緯はありました。

小島委員 このような現象が何度か見られますが、出来る範囲の工夫はしてもらおう方が良いと思います。

事務局 想定出来る事を回避すべく考えたいと思います。

委員長 最後の案件、企業局の入札番号 38 番、「黒谷ポンプ所 1 号送水ポンプ更新工事」についてですが、入札不成立の説明をお願いします。

経理課 発注につきましては、機械器具設置工事の資格がある上水道用水中ポンプ製造業者全社を指名しましたが、事前に 5 者の内 4 者が辞退となり、指名替えする対象業者が居ない事から入札不成立となり、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 8 号の規定に基づき、残りの 1 者と随意契約を締結しました。

委員長 指名競争入札を選択されたのは何故ですか。

経理課 同様のポンプ工事を前年度に一般競争入札で執行しましたが、応札者が 1 者、2 者と少なく、高落札率でもあったので、競争性を確保する為、対象となる業者を全員指名して執行しました。

委員長 指名した方が入札に参加してもらえるという判断からですか。

経理課 はい。

委員長 どうしてこの種の入札には参加が少ないのですか。

浄水課 前年度は、3 ヶ所の工事を同時に発注した関係もあり、技術者の確保が難しいと聞いています。

委員長 工事遂行には技術者が必要となり、工事が重なると技術者の数が不足するのですか。

浄水課 今回については、競争性を高める為、ポンプのみの交換ではなくして、前後の配管も含めて更新する設計内容に変更致しました。場所柄、住宅地内にある施設の為、騒音規制を十分に満足する仕様にしていきますので、通常のポンプを製作して取り付けるだけの工事ではなく、工場での製作段階から騒音規制の対策を講じたポンプ製作、それにその確認が必要になります。現場据え付けに於いても振動を吸収する配管にするという制約を設けて発注をしておりますので、業者側からすると慣れない部分があると思われれます。据え付け後に騒音規定値を遵守しなければならないというリスクを伴う事から、応札に参加できなかったものと推察しております。

中川委員 随意契約の契約金額は幾らですか。

経理課 契約金額は税抜きで 30,650,000 円です。

委員長 予定価格よりも低い金額で契約しているのですが、契約の相手先は辞退をしなかった株式会社電業社機械製作所ですか。

経理課 そうです。

浄水課 工事自身、ポンプの価格自体がかなりのウエイトを占めますので、ポンプ更新工事全体に落札率が高いという傾向もあります。

2 計量に関する指名競争入札について

事務局 ダイオキシン類の測定に入札参加資格のある計量の登録業者は 30 者の中でダイオキシン類などの極微量物質に関する計量証明制度の特定計量証明事業者認定制度、MLAP を取得している事業所が近畿圏内で 20 者あります。その中でも、前年度落札業者及び前年度入札参加業者を優先的に指名しています。

委員長 全員を指名しないのは、実績等を加味してという事ですか。

事務局 20 者の内からローテーションで 10 者を指名しています。現在は指名競争入札を執行していますが、一般競争入札に切り替えるのも一つの方法と考えています。

委員長 一般競争入札を実施しても、MLAP を取得しているという条件設定は付くのですか。

事務局 はい。しかし、案件によっては入札不成立という事もありますので、1 者による入札になるという事も考えられます。

委員長 金額的に遠方から参加する事が見込まれないのですか。

事務局 落札金額が 1,000,000 円程度である中、参加するののかという危惧があります。業界として業者数も増えていけませんので、指名業者数が減少しているのが実情です。案件によっては、予定価格の 2 分の 1 程度で落札する案件もあり、業界団体からは、最低制限価格の設定を希望する要望もあります。

委員長 厳しければ積極的に落札しようと思われませんが、辞退するケースが多いのですか。

事務局 例年の落札額が低いので、落札出来ないという判断があるのかも知れません。

委員長 確かに入札額にかなりの差があります。この案件はいつも抽出される案件なので、今回の資料を次回から参考にしてもらえたらと思います。それではこの案件についてはこれで終わりたいと思います。

3 改善に向けた検討課題について

委員長 この件に関して、本委員会では今後どのように取扱っていけば良いのですか。

福岡部長 総合評価落札方式が試行のままであり、50,000,000円という基準を設けていますが、様々な要件を照らして抽出しています。全てを総合評価落札方式でしますと事務的に煩雑な面もありますので、今回施工能力評価型を加えた形で来年度の4月から本格実施したいと考えています。出来れば1月に検討をして頂き、事務案を完成させて、その後市長の意思決定の決裁を受けて、周知期間を最低でも1,2ヶ月必要と考えています。発注基準、格付け基準等については、平成28年度が市内業者の更新時期に当たります。周知期間が最低でも半年は必要と考えますから、来年度の上半期に決定し、告示出来ればと考えています。

委員長 どの問題も大きな問題だと思います。例えば、1者入札の問題をどのように対処するのか。入札制度に関わる改革の課題の全体像が示された訳ですが、その中で総合評価落札方式を試行では無く、本格実施に向けて進めて行きたいとの事です。市内業者を一次下請として活用すれば加点するというのは初めて聞く提案内容でした。このようなアイデアは議論を進めていく中で事務局側から出て来ると思います。また各委員からも意見が出るかと思しますので、別途日時を設定して検討するべきだと思います。中核市の入札の不成立を見ると、奈良市はかなり優秀な結果だと思います。落札率も低いし、不成立の割合も低い。

事務局 落札率が低いのは最低制限価格の設定が低いというのが要因としてあります。

委員長 それが良い悪いは別問題となりますが、一般市民からすると公共工事が安くすんでいる。

事務局 国のレベルに上げるにしても、今現在で問題が無ければ、上げる必要が無いと言われます。

委員長 業者側に適正な利益を保障するのも必要な事です。赤字落札を強いている可能性もありますので、調査も必要になるかも知れません。

福岡部長 課題も山積していますが、抽出案件等で議論頂いた内容を基に課題を整理できたのは一定の成果と考えています。

委員長 過去の資料については添付して頂き、1月に議論を深めたいと思います。